

チョウ及びガ類が 2,000 種弱強記録されている。ただし、大きなグループであるハチ類やアブ、ハエ及びカ類等はまとまった報告がなく、潜在的には何千種類もいるものと考えられている。

c : 海域生物

ア) 藻 場

本沿岸の海域では、三浦半島周辺のアラメ場のほかに、面積は小さいがアマモ場が分布し、湘南地域から西湘地域にかけてはカジメ・アラメ場が点在している。また、真鶴半島周辺では、ガラモ場、テングサ場、石灰藻群落が分布する。

イ) 干潟・生物

本県における現存干潟は、東京湾海域 2 か所 35ha、本沿岸海域 6 か所 24ha の計 8 か所 59ha である。毘沙門湾、江奈湾西側の河口干潟、江奈湾東側の前浜干潟がある。江奈湾西側は泥質、江奈湾東側及び毘沙門湾は砂質である。相模川の河口干潟は、水質の改善に伴って泥質から砂質に変化している。これらの干潟は希少なアカテガニ、アマモ群落などの動植物が生息する重要な場所となっている。



三浦市 江奈湾の干潟

ウ) 触手動物群

真鶴岬の番場浦付近から福浦にかけてはソフトサンゴ類の比較的大きな群体(直径 20~30cm)が 100m に 1 群体程度分布している。また、番場浦ではコブハマサンゴの比較的大きな群体が見られ、これはわが国の北限近く分布する石サンゴ類といえる。

d : 天然記念物

本沿岸における天然記念物は、国指定 5 件、県指定 23 件、市町指定 48 件である。



葉山町指定天然記念物



大磯海岸の天然記念物

e : 保安林・鳥獣保護区等

本沿岸は、飛砂防備、潮害防備、防風、魚つき、風致などの目的を達成するための保安林が指定されている。

本沿岸における鳥獣保護区等の指定は、鳥獣保護区特別保護地区が「城ヶ島の一部及び周辺海域の一部」と「真鶴半島赤壁周辺」の 2 か所、鳥獣保護区 29 か所、銃猟禁止区域特定猟具使用禁止区域（従来の銃猟禁止区域）22 か所である。

⑥ 海岸景観

リアス式海岸地形や砂浜海岸、岩石海岸などの自然の風景に恵まれている。

本沿岸は、史跡や文化財等が多く、なかでも約 150 km に及ぶ海岸線は、三浦半島のリアス式海岸や平磯地形、湘南地域から西に広がる砂浜海岸、箱根火山山脚部の岩石海岸などの自然の風景に恵まれている。

主な海岸景観は、城ヶ島の赤羽根崎の岩門・海食崖・波食台、逗子・葉山・佐島沿いの多島海、江の島の海成段丘・陸けい砂州・岩屋の海食洞、湘南地域の砂浜海岸、真鶴半島等である。



横須賀海岸（立石横須賀風物百選）

(2) 社会的特性

① 人口

本沿岸の13市町における総人口は、1,915,1461,955,789人で、本県全体の22.421.5%を占める。

本沿岸13市町における総人口は、1,915,1461,955,789人（平成15年3月末日現在）で、本県全体の人口（8,546,8579,083,643人）の22.421.5%、全国人口の1.5%にあたる。昭和55年から平成12年までの20年間の人口増加率は12.215.1%で、これは本県全体の増加率（22.628.3%）よりは低いが、全国の人口増加率（約8.49.2%）よりも高い。

② 産業

第一次産業の比率は、全国の構成比を大きく下回るが、県内では高い値である。

本沿岸市町の就業人口は938,242837,482人で、本沿岸の総人口の49.643.4%を占めている。産業別では、第一次産業（農林水産業）が2.11.6%、第二次産業（建設・製造・鉱業）が31.122.9%、第三次産業（小売・サービス業等）が66.875.5%となっている。第一次産業の比率が極端に低く、全国の構成比5.23.7%を大きく下回っているが、本県内（構成比1.20.9%）では高い値である。

③ 漁業

漁業生産量の半分以上を遠洋漁業が占め、漁業・養殖業の生産量、生産額は、生産量全国で2427位、生産額全国で2728位である。

本県の漁業は、漁業生産量の半分以上を占める遠洋漁業、沖合でイカやサバなどを漁獲する沖合漁業、魚介類を漁獲する沿岸漁業がある。

本県全体の平成11年度における海面漁業・養殖業は、経営体数1,4061,243経営体・就業者数2,6802,496人・漁船隻数1,5872,242隻である。経営体数・就業者数のいずれもが減少傾向にあり、漁業就業者のうち60歳以上の高齢者が占める割合は50.749.6%となっている。漁業・養殖業の生産量、生産額は、生産量80,36343,214tで全国で構成比1.20.9%（全国第2427位）、生産額25,838百万円142億円で全国で構成比1.1%（全国第2728位）となっている。

④ 港湾・漁港

港湾は4港に、漁港は三崎漁港や茅ヶ崎漁港等の1314港に海岸保全区域が指定されている。

本沿岸には、「港湾法」に基づく特定重要港湾（国際戦略港湾、国際拠点港湾）、重要港湾は無く、地方港湾が4港（葉山港、湘南港、大磯港、真鶴港）あり、この4港に海岸保全区域が指定されている。

本沿岸には、「漁港漁場整備法」に基づく第一種漁港が15港、第二種漁港が4港、第三種漁港が2港（うち三崎漁港は特定第三種漁港）あり、そのうち1314漁港に海岸保全区域が指定されている。

⑤ 交 通

東京を中心として放射状に延びた交通体系に組み込まれ、その一部を形成している。

本沿岸の交通網は、東京を中心として放射状に延びた交通体系に組み込まれ、その一部を形成し、鉄道、道路ともその骨格は横軸（東西）方向に発達している。これは、人及び物の流れにおいて、この地域が東京との関わりの中で発展してきたことを物語る。

本県の周辺には、東海道新幹線、東名高速道路、東京国際空港（羽田空港）等広域交通施設が整備されている。また、鉄道、道路の整備も進められているが、県内各地で慢性的な交通渋滞や鉄道の混雑などが生じており、交通の利便性・快適性・安全性の確保が課題となっている。

⑥ 文化財

鎌倉市等が位置するため文化財は多い。

本沿岸には、古都である鎌倉市等が位置するため文化財は多い。平成24年の指定文化財の総数は、国指定が245件及び県指定が168件で、それぞれ本県全体の約61.58%及び46.45%を占めている。項目別にみると、国指定では、美術工芸品の書跡が58件（総数の約24.22%）、彫刻が47件（同19.21%）、絵画が38件（同16.13%）となっている。県指定では彫刻が44件（総数の約26.24%）、建造物と天然記念物工芸品が25件（同15.14%）となっている。



鎌倉海岸 和賀江嶋（国指定史跡）

⑦ 海岸・海洋レクリエーション利用

本沿岸での海水浴は、代表的な海洋レクリエーション利用の一つとなっている。

また、サーフィン等のメッカとなっており、競技大会等も数多く開催されている。

本沿岸での海水浴は、明治18年に健康法としての利用が大磯海岸で始まって以来、現在に至るまで代表的な海洋レクリエーション利用の一つとなっている。稲村ヶ崎から相模川周辺の地域においてはサーフィン、ボードセーリングのメッカとなっており、競技大会等も開催されている。

また、スタンドアップパドルボードなど、新しいマリンスポーツも出てきており、多様なレクリエーションにより利用されている。



藤沢海岸のビーチバレー

海水浴利用者に対し、平成22年5月15日に「かながわの海水浴場では、喫煙場所以外では喫煙してはいけない」という新たなルールを盛り込んだ「神奈川県海水浴場等に関する条例」及び同条例施行規則が施行された。

⑧ 地域の活動

さまざまな活動を行うボランティアやNPO（民間非営利団体）等が、年々増加している。

心の豊かさを求める社会に貢献したいとして、地域でさまざまな活動を行うボランティアやNPO（民間非営利団体）等が、年々増加している。

具体的な活動として、鎌倉市の鶴岡八幡宮裏山「御谷」の開発計画に対し、御谷の自然を守ろうとする市民の活動が、鎌倉市・本県を動かして昭和41年の「古都保存法」の制定にいたった事例がある。その後、御谷山林（1.5ha）の買収が、日本のナショナル・トラスト第1号となり、その後、葉山滝の坂緑地（5.13ha）など、ナショナル・トラストによる沿岸市町での緑地保全が進んでいる。

また、官民一体で鎌倉の歴史的遺産を守るために、世界遺産への登録を目指して取り組んでいる。

またさらに、海岸清掃へのボランティア参加者は年々増加し、平成13・1422年度は、年間で延べ10万人以上約15万人となっている。（公益財団法人かながわ海岸美化財団調べ）

⑨ 関連する法規制

雄大な山並みをはじめ、平野、大小の河川、海岸等様々な自然環境の資源に恵まれており、県指定の自然環境保全区域が長浜自然環境保全地域等2322箇所で指定されている。

本県は、箱根や丹沢の雄大な山並みをはじめ、相模平野や足柄平野等の平野、相模川や酒匂川等の大小の河川、海岸等様々な自然環境の資源に恵まれている。

本県には、富士箱根伊豆国立公園（本沿岸13市町では小田原市及び湯河原町の一部を含む）、県立真鶴半島自然公園（真鶴町の一部）、県立奥湯河原自然公園（湯河原町の一部）があり、計約12,445haが指定されている。

海岸周辺としては、県立真鶴半島自然公園があり、希少な動植物などが生息している。



真鶴半島の樹林

自然環境保全地域（環境庁長官が指定するもの）に準ずる自然環境を有する土地の区域を対象として県知事が指定する県指定自然環境保全地域が、2723市町7170地域（本沿岸13市町では長浜自然環境保全地域等2322箇所）指定されている。

(3) 海岸災害と海岸保全の現況

① 既往災害

- ・ 地震及び津波による被害は古くから記録されている。
- ・ 台風による被害も戦前、戦後で記録されている。

本沿岸における地震及び津波による被災は、古くは仁治2年（1241年）に相模湾沖で発生した地震による津波で由比ヶ浜の大鳥居内にあつた拝殿が流失した。明応7年（1498年）には、津波が大仏殿まで達したとされている記録がある。また、元禄関東地震津波（1703年12月31日）、安政東海地震津波（1854年12月23日）、大正関東地震津波（1923年9月1日）も、本沿岸に大きな被害を与えた津波として挙げられる。

大正関東地震津波の痕跡高の調査結果は、由比ヶ浜における9mが最大で、平均的には6m程度の高さとなっているが、場所によっては12mにも達したといわれ、真鶴、江の島、鎌倉など相模灘沿岸を中心に大きな被害があった。また、地盤は地震後の測量によると、二宮の201cmを最高として、三崎140cm、小田原付近で121cmの隆起が確認されている。

また、東北地方太平洋沖地震（平成23年3月11日）では、小田原で0.9mの津波を記録し、養殖いかだの損失などの被害が発生した。



大正関東地震津波の被害状況
(由比ヶ浜)
(鎌倉市教育委員会 提供)

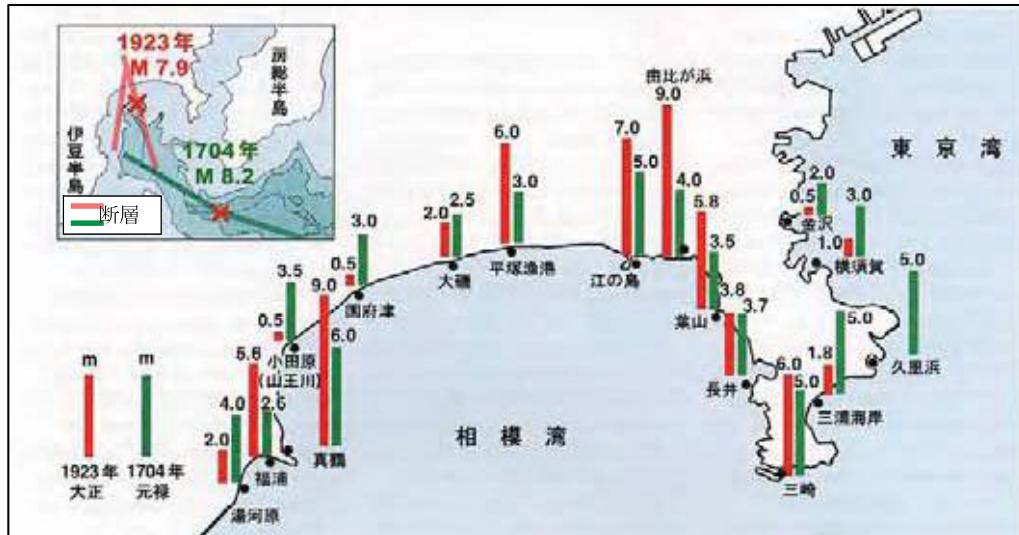


図 2-1-2 元禄関東地震（1703 年）と大正関東地震（1923 年）の津波の高さ

(出典:「海から生まれた神奈川」 神奈川県生命の星・地球博物館、横須賀市自然・人文博物館編)

本県に被害を及ぼした台風としては、戦前では昭和 8 年(1933 年)の室戸台風等が挙げられるが、戦後では昭和 22 年(1947 年)9 月のキャサリン台風による大災害、昭和 24 年(1949 年)10 月のキティ台風による相模灘沿岸の沿岸施設の壊滅的な被害、昭和 33 年(1958 年)9 月の狩野川台風による海岸保全施設等の被害がそれぞれ挙げられる。

最近近年では、平成 9 年(1997 年)6 月 20 日、台風 7 号によって高波浪が発生し、湘南地域の海岸で著しい海岸侵食をもたらした。この台風では、満潮と台風による気圧低下などに起因して潮位が T.P.1.28m まで上昇すると同時に、有義波高 4.2m(周期 10.0s)の高波浪が来襲した。その後、7 月 26 日には再び台風 9 号に伴う高波浪が襲来し、台風 7 号よりもさらに激しい海岸侵食をもたらした。

また、最近では、平成 19 年 9 月 6 日から 7 日にかけて、台風 9 号は中心気圧 965hPa という非常に強い勢力を保ちながら静岡県伊豆半島南部に上陸後、神奈川県西部を通過した。これにより発生した高波は相模湾沿岸を襲い、砂浜の著しい侵食、およびそれに伴って沿岸構造物（護岸等）の倒壊などの甚大な被害が発生した。



平成 9 年に発生した高潮による被害（湯河原）



平成 19 年に発生した高潮による被害（茅ヶ崎海岸）



平成 19 年に発生した高潮による被害（大磯海岸）

② 海岸保全施設の整備状況

古くから護岸や防潮堤等が整備されてきた。最近ではこれまで、緩傾斜堤防、ヘッドランド、人工リーフ等が整備されている。

本沿岸の海岸線のうち護岸等が整備されている延長は ~~43,329~~^{46,161} m (約 32%) —である。神奈川県全体で天然の砂浜の延長は ~~33,983~~^{68,300} m (県海岸線延長 428,548 m の約 ~~25.1~~^{15.9} %)、養浜等が行われている砂浜の延長は ~~4,560~~^{11,510} m (砂浜全体の約 ~~11.8~~^{16.9} %) 程度となっている (平成 ~~13~~²⁴ 年 4 月時点)。



東部域の三浦半島及び西部域の真鶴半島側には漁港施設が多く、これらに挟まれた中部域は砂浜海岸（自然海岸）が曲線状に続いているのが特徴である。

本沿岸の海岸保全施設の整備状況（数量、竣工年度の不明なものは除く）は、三浦海岸では護岸、横須賀海岸では護岸や防潮堤、鎌倉海岸では突堤、藤沢から平塚海岸では緩傾斜護岸やヘッドランド、小田原海岸では護岸、湯河原海岸では消波工や人工リーフ等である。また、最近は、護岸は緩傾斜の階段護岸等へ、また突堤はヘッドランド等へ、消波工は人工リーフ等へ施工される例が多くなって来ている。本県は施設の整備と併せて、養浜を主体とした侵食対策により、砂浜の消波機能を最も効果的に活用させることで、海岸保全を図っている。

③ 海岸保全区域

相模灘沿岸の海岸線延長の 55.4% が海岸保全区域に指定されている。

相模灘沿岸の海岸線延長は ~~147,065~~^{151,704} m (河口部延長を含む) で、このうちの ~~81,403~~^{81,943} m (55.4~~54.0~~%) が海岸保全区域に指定されている。

海岸保全区域は、国土交通省河川局水管理・国土保全局所管海岸が 45,333m (55.7~~55.3~~%)、水産庁所管海岸が ~~32,725~~^{33,265} m (40.2~~40.6~~%)、国土交通省港湾局所管海岸が 3,345m (4.1%) である。大部分は河川局水管理・国土保全局所管と水産庁所管で占めており、首都圏に近いが、東京湾外にあるため港湾局所管海岸は少ない。

なお、湘南港や真鶴港など港湾4港の全て、漁港21港のうち三崎漁港や小田原漁港など ~~13~~¹⁴ 港に海岸保全区域が指定されている。

2-1-3 ゾーン・ブロック区分と特徴

計画対象となる相模灘沿岸は、三浦市から湯河原町までの広範囲にわたることから、表2-1-3のとおり所管別地区海岸は59地区となっている。このため、ある程度のまとまりにより地域区分を行い、その地域区分の単位を「ゾーン」とした。

ゾーン区分は、海岸地形等の自然的特性に加えて、行政界等により、地域特性を把握するうえで望ましいと考えられる単位として設定した。

本計画における各ゾーンの範囲を表2-1-1と図2-1-3に、各ゾーン区分の考え方を表2-1-2に示す。

また、各ゾーンを海岸管理における長期的な在り方などを巨視的に捉える必要から、表2-1-2に示すように、横須賀、藤沢、平塚及び小田原の4つのブロックにまとめた。

表2-1-1 各ゾーンの範囲

ゾーン区分	設定範囲	備考
① 銚崎～毘沙門	銚崎から 観音山まで	三浦市東部
② 三崎～長者ヶ崎	観音山から 横須賀市と葉山町の行政界まで	三浦市西部、横須賀市西部
③ 葉山・逗子	横須賀市と葉山町の行政界から 逗子市と鎌倉市の行政界まで	葉山町、逗子市
④ 鎌倉	逗子市と鎌倉市の行政界から 鎌倉市と藤沢市の行政界まで	鎌倉市
⑤ 藤沢・茅ヶ崎	鎌倉市と藤沢市の行政界から 茅ヶ崎市と平塚市の行政界まで	藤沢市、茅ヶ崎市
⑥ 平塚・大磯東部	茅ヶ崎市と平塚市の行政界から 照ヶ崎まで	平塚市、大磯町の東部
⑦ 大磯西部・二宮	照ヶ崎から 二宮町と小田原市の行政界まで	大磯町の西部、二宮町
⑧ 小田原東部	二宮町と小田原市の行政界から 早川まで	小田原市東部
⑨ 小田原西部	早川から 小田原市と真鶴町の行政界まで	小田原市西部
⑩ 真鶴・湯河原	小田原市と真鶴町の行政界から 神奈川県と静岡県の県境まで	真鶴町、湯河原町

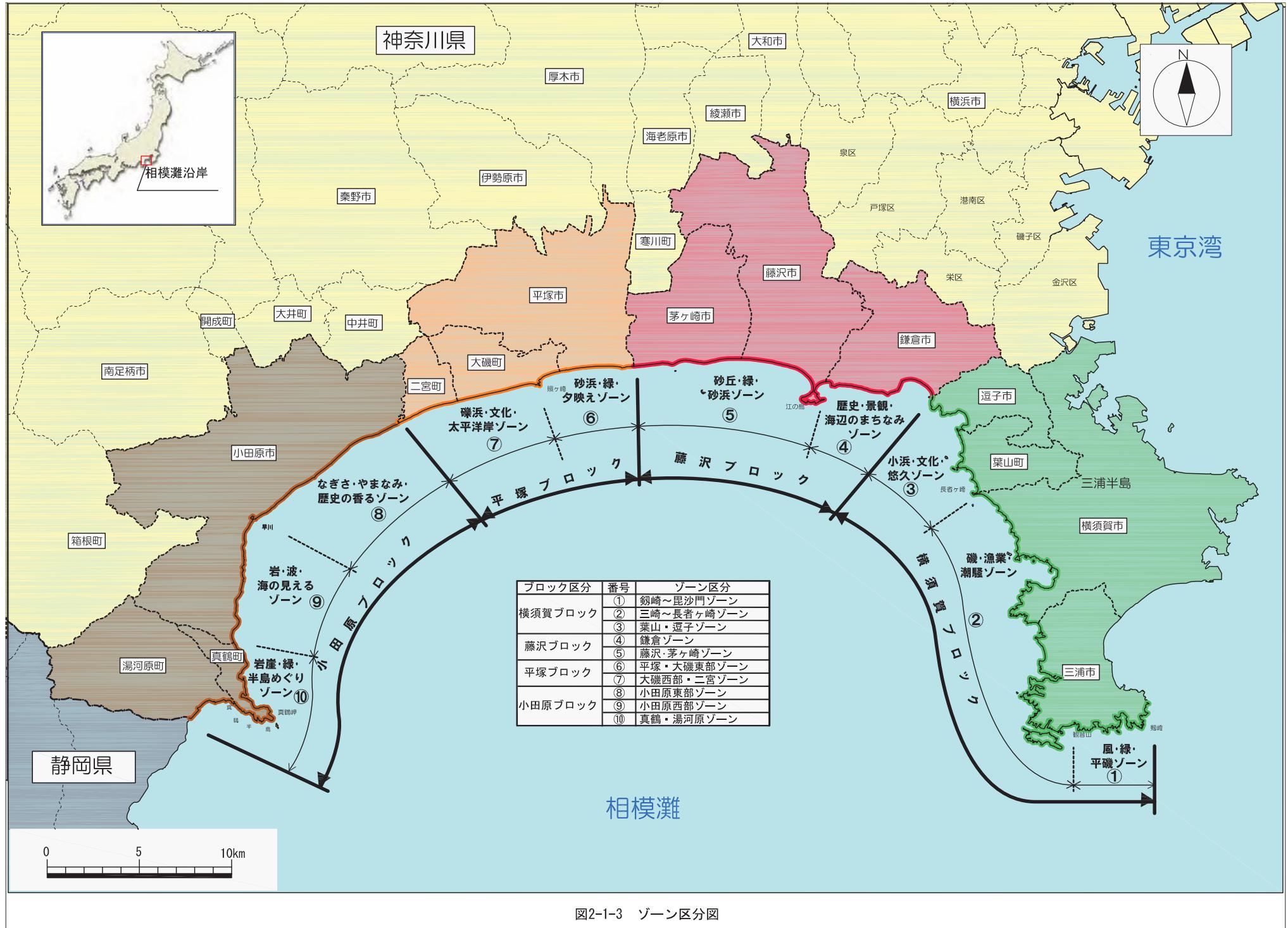


表2-1-2 ゾーン区分の考え方（その1）

ゾーンの名称	ゾーンの特性	プロック名
①剣崎～毘沙門ゾーン	<p>陸域は一様に台地的地形である。海岸は南側に面し、典型的な平磯隆起海岸地形を呈している。本ゾーンの西端の觀音山沖合は城ヶ島安房崎、さらに城ヶ島海脚に当たる。水深100m地点は沖合約4～5kmである。東京湾の影響を受ける。流入する河川は普通河川だけである。</p> <p>本ゾーンは、毘沙門、江奈湾の周辺以外は人家もなく、全区間が近郊緑地保全区域に指定され、磯伝いに「三浦・岩礁のみち」が通り、半島の先端を醸し出す海岸風景と長閑な漁港風景を持つ自然ゾーンである。</p>	
②三崎～長者ヶ崎ゾーン	<p>陸域は台地・丘陵的地形が続き、秋谷海岸から北側でやや低山地的となる。海岸はほぼ西側に面し、平磯隆起海岸、入江、ポケットビーチ、砂浜が交互に出現する。北端の長者ヶ崎沖合は葉山海底谷が存在し、この地点を境に水深100m地点の距離は急変し、本ゾーンでは沖合約4～5km、葉山・逗子ゾーンでは沖合約7～8kmとなる。松越川以外に特筆すべき河川は無い。</p> <p>三崎漁港等の漁港が多く、人家は入江やポケットビーチ等の後背地の平坦地に不連続に連担している。海水浴場、マリンスポーツ、史跡、「荒崎・潮騒のみち」等利用形態が多様であり、岬などには緑が豊富に繁茂し、環境、利用が共存しているゾーンである。</p>	横須賀ブロック
③葉山・逗子ゾーン	<p>陸域は低山地・小低地的地形である。海岸はほぼ南西側に面し、規模の小さいポケットビーチが連続し、ビーチ間は磯が岬状にせり出している。水深100m地点は沖合約7～8kmの遠浅海岸である。下山川、森戸川、田越川は三浦半島で比較的大きな河川で、小さな平地を形成し、この平地に人家が連担する。</p> <p>小坪漁港、葉山港、海水浴場、マリンスポーツ、閑静な保養地等利用形態が多様である。</p>	
④鎌倉ゾーン	<p>陸域は丘陵地・小低地的地形である。本ゾーンは三浦半島の付け根にあたり、海岸は屈曲し南側に面し、やや規模の大きなポケットビーチの由比ヶ浜などとそれに続く直線的な七里ヶ浜を有する。前面に鎌倉海脚が存在し、水深100m地点は沖合約7～8kmと、相模灘にあって遠浅の海岸である。</p> <p>海岸に沿って国道134号が並行して護岸の機能を果たしている。滑川が流入し、背後は鎌倉市街地を形成している。材木座から由比ヶ浜の区間は砂浜幅が広く、漁業、海水浴場、マリンスポーツ等に利用されている。また、鎌倉は歴史・文化を持ち、これらに因む名所巡りなど利用形態が多様である。</p>	
⑤藤沢・茅ヶ崎ゾーン	<p>陸域は相模平野の浜堤地形である。海岸は南側に面している。東端は江の島で、この付近の水深100m地点は沖合約7～8kmであり、西端は相模川左岸でその沖は平塚海底谷となり、水深100m地点は沖合約2kmと狭くなる。境川や引地川が流入している。</p> <p>曲線砂浜海岸で、背後に砂防林・国道134号が並行し、県立辻堂海滨公園等が配置されている。この背後に住宅等が連担している。砂防林前面には自転車歩行者専用道路「湘南海岸・砂浜のみち」が設置され、多くの人に利用されている。また、湘南港、漁業、海水浴場、マリンスポーツ等利用形態が多様である。</p>	藤沢ブロック

表 2-1-2 ゾーン区分の考え方（その2）

ゾーンの名称	ゾーンの特性	ブロック名
⑥平塚・大磯東部ゾーン	<p>陸域は相模平野の浜堤地形となる。海岸は南側に面している。本ゾーン全体が相模川の延長となる平塚海底谷幅内に位置し、この海底谷肩部の水深 100m地点は沖合約 2km で、小田原海岸と同様に急深の砂浜海岸である。相模川や金目川が流入している。</p> <p>直線的な砂浜海岸で、背後に砂防林・国道 134 号が並行している。この背後に住宅等が連担している。海岸に小公園や湘南ひらつかビーチパークが整備され、大磯港、漁業、海水浴場、マリンスポーツ等に利用されているが、全体的には喧騒感の少ない海岸である。</p>	平塚ブロック
⑦大磯西部・二宮ゾーン	<p>陸域は大磯丘陵の一部となる隆起海岸段丘地形である。この段丘崖に沿って西湘バイパスが並行し、護岸の機能を果たしている。海岸は段丘下にあって南側に面し、幅の狭い礫浜である。前面は大磯海脚部にあたり、水深 100m 地点は沖合約 2～3 km とやや広くなる。人家は段丘上に位置し、波浪の直接的な影響はほとんど無い。葛川や中村川が流入している。</p> <p>二宮漁港・観光地引網、海水浴場、投げ釣り、バーベキュー等に利用され、全体的には喧騒感の少ない静かな海岸である<u>ったが平成 19 年台風第 9 号により被災し砂浜が流出した。</u></p>	
⑧小田原東部ゾーン	<p>陸域は、東側が隆起海岸段丘地形、西側が足柄平野の浜堤地形からなる。この段丘崖及び浜堤に沿って西湘バイパスが並行し、前川・国府津地区は高架区間で背後に海岸保全施設が設置され、それ以外の区間は盛土区間となって護岸の機能を果たしている。人家は西湘バイパスの背後に連担している。本海岸全体が相模トラフへ落ち込む場所に当り、海底谷肩部の水深 100m 地点は沖合約 0.5～1km と狭く、急深の海岸侵食を受けやすい砂浜海岸である。酒匂川、森戸川、山王川、早川が流入しているため、海岸は大きな径の礫浜である。</p> <p>御幸の浜海水浴場などがあるが、急深であるため、区域が限定される。また、投げ釣りや散策を楽しむのに適し、全体的には喧騒感の少ない海岸である。酒匂川河口部などを除き海浜植物の分布は限られている。</p>	小田原ブロック
⑨小田原西部ゾーン	<p>陸域は箱根火山山脚部に当たる急勾配な地形である。海岸は早川を境に屈曲して東に面し、溶岩が直接海に至ったため岩又は玉石・砂礫から成る。前面は相模トラフ側面部に落ち込み、水深 100m 地点は沖合 0.5～1km と狭く、急深の岩石海岸である。小河川が流入するのみ。人家は小入江の平坦地に点在する。</p> <p>小田原漁港を中心に、小規模な漁港を有し、また、磯釣りやバーベキューなどに利用されている。荒々しい岩石海岸が織りなす自然景観が特徴で、本海岸線に沿って国道 135 号が並行し、道路に沿って海の幸を食材とする食事処が点在し、全体的には喧騒感は少ない。</p>	

⑩真鶴・湯河原ゾーン	<p>陸域は真鶴半島と湯河原の低平地形である。真鶴半島部の海岸は火山活動等で形成された断崖、岩、玉石・砂礫からなる。湯河原海岸は礫浜と埋立地で、背後に国道135号が並行し、一部護岸の機能を果たしている。海域は半島の海脚部が沖合に張り出し、津波、波浪などが屈折等を起こして集中が起きやすいゾーンである。河川としては、急勾配な新崎川、千歳川が流入している。国道135号沿いと真鶴港周辺などに人家が連担している。</p> <p>真鶴港を始め福浦漁港等、磯釣りやマリンスポーツ、海の幸を食材とする食事処、源頼朝ゆかりの史跡、荒々しい岩石海岸や森林が織りなす観光地と湯河原地区の温泉地を藏しており、利用形態が多様である。</p>	
-------------------	---	--

表2-1-3 所管別地区海岸と自然的・社会的特性

市町名	湯河原町	真鶴町	小田原市				二宮町	大磯町	平塚市	茅ヶ崎市	藤沢市	鎌倉市	逗子市	葉山町	横須賀市						三浦市				
海岸名	湯河原 湯浦漁港	真鶴 清水漁港	真鶴 清水漁港	江之浦漁港	小田原 清水漁港	石橋漁港	小田原漁港	小田原 二宮漁港	二宮 大磯 大磯 港	平塚 港	平塚 港	茅ヶ崎 藤沢 片瀬漁港	湘南 港	鎌倉 小坪 渔港	逗子 葉山 渔港	葉山 横須賀 渔港	久富 渔港	秋谷 渔港	佐島 渔港	横須賀 渔港	長井 渔港	三浦 初声 渔港	三崎 渔港	三崎 渔港	三崎 渔港
地区名	湯河原 湯浦 清水 清水 渔港	真鶴 真鶴 真鶴 清水 渔港	江之浦 根府川 米神 石橋	早川 南町 本町 浜町 東町	小田原 梅沢 二宮 大磯 大磯 港	平塚 大浜 茅ヶ崎 藤沢 片瀬 渔港	鎌倉 小坪 渔港	逗子 葉山 渔港	葉山 一色 秋谷 芦名 本港 佐戸ヶ崎 長井 井原 新宿 清山 荒井 長浜 初声 三戸 小坪 渔港	横須賀 渔港	佐島 渔港	横須賀 渔港	長井 渔港	三浦 初声 渔港	三崎 渔港	三崎 渔港	三崎 渔港	三崎 渔港	三崎 渔港	三崎 渔港	三崎 渔港	三崎 渔港	三崎 渔港	三崎 渔港	
かながわ総合計画2-1																									
神奈川グランデデザイン																									
神奈川県環境基本計画																									
海・浜の秩序による利用計画																									
なぎさづくり興奮																									
相模湾沿岸海岸侵食対策計画																									
西湘海岸保全対策計画																									
主な 関連 計画	かながわ総合計画2-1																								
	西湘地区県西地域図																								
	湘南地区湘南地域図																								
	横須賀三浦地区三浦半島地域図																								
海岸 の 地形	神奈川県環境基本計画																								
	湯河原・真鶴地区																								
	足柄平野・大磯丘陵地区																								
	大磯丘陵地区																								
海岸 の 地形	海・浜の秩序による利用計画																								
	真鶴～湯河原地区																								
	早川～真鶴地区																								
	西湘地区																								
海岸 の 地形	なぎさづくり興奮																								
	相模湾沿岸海岸侵食対策計画																								
	西湘海岸保全対策計画																								
	海岸線付近の状況																								
海岸 の 地形	海岸の状況(汀線から約1kmの範囲内の海底の勾配)																								
	半島・岬等																								
	背後地の土地区分																								
	海岸線付近の状況																								
海岸 の 地形	海底勾配 約1/8																								
	海底勾配 約1/6																								
	海底勾配 約1/22																								
	海底勾配 約1/13																								
流入 河川	海底勾配 約1/30																								
	海底勾配 約1/28																								
	●:一級河川																								
	◎:二級河川																								
自然 環境	漂砂系																								
	△:主な漂砂の供給源																								
	→:漂砂卓越方向																								
	重要な植生																								
自然 環境	天然記念物(県・市町)																								
	県立真鶴半島自然公園 真鶴半島常緑広葉樹林																								
	サコイソクヤシカケ(県) (湯河原・真鶴地区)																								
	ウカボイソクヤシカケ(県) (三戸石南沿海域)																								
景勝地	茅ヶ崎岬																								
	照ヶ崎																								
	平塚の砂浜夕映え島帽子岩																								

2-1-4 沿岸の長期的な課題

(1) 海岸の防護に関する課題

- これまで海岸保全施設の整備・改良が進められ、後背地の安全性は、概ね確保されているものの、津波、高潮、高波浪等から沿岸を守り、防護水準を満たしたより安全性の高い海岸保全施設を整備することが課題である。また、防護水準を満たしていない箇所については、ソフト面の対応策を講じることが課題である。
- 海岸保全施設の整備に当たっては、既存の施設の改良・改築など自然再生の取り組みに資するものかの検討も含めて、堤防あるいは消波工等単独で防護する線的防護方式だけでなく、人工リーフ等の冲合施設や砂浜の消波機能等を組み合わせる面的防護方式にも取り組むことが課題である。
- 優れた消波機能をもつ砂浜、防風・飛砂防備効果のある砂防林、海浜植生等を含めた自然の効用による海岸の保全方法を採用することが課題である。
- 相模灘沿岸の侵食は、昭和30年代から報告され、昭和40年代頃から急激に目立つようになった。海岸が侵食される原因は、河川からの流入土砂量の減少に加え、対象海岸が持つ海底・海岸の地形、海浜流の方向・強さ、波浪の大きさ・継続時間等の自然的要因、漁港・港湾・海岸保全施設・埋立等の整備により沿岸漂砂の均衡を崩すことなど、様々な要因が重なりあって発生すると考えられる。しかし、侵食のシステムは、

①場所によって原因が多様であること

②原因が相互に関連しあっている場合が多く、特定の原因の影響を個々に抽出することが困難であるため、調査方法の確立が難しいこと

などの理由により、具体的な解明ができていない。そのため、砂浜海岸にあっては、海岸線変動調査を継続的に実施し、その傾向と対策手法の把握に取り組むと共に、その際、土砂の運動領域を「流砂系・漂砂系」という概念で捉えた漂砂機構全体でもって解明することが課題である。

そこで、これまで得られた測量データを基に、海岸ごとに実態解析、現況海岸の照査、設計条件の整理、海浜基本形状の設計など検討を行い、有識者から助言を得つつ県民から広く意見募集し、「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」を策定した。この計画を進める上で、総合土砂管理により、将来にわたって計画的かつ確実に海岸保全を進めることが重要であり、流砂系の健全化が課題となっている。

- 防護水準を上回る想定外の外力の発生に対する対応としては、迅速・適切な情報の収集や提供、避難経路や避難場所の確保、民間の高い堅固なビル所有者等との連携などを、地域防災計画と連携して、ソフト面の対策として取り組むことが課題である。また、市町における津波・高潮ハザードマップの整備に際しては、県が浸水計算・浸水図など必要なデータを作成するとともに、適宜、避難訓練等を実施することが課題である。
- 海岸保全施設の整備に当たっては、漁業上重要な漁場や貴重な景観及び貴重種等の保全・保護が特に重要である場合、費用対効果を考慮しながら、その時代にふさわしい先端的な技術などを導入することが課題である。
- 海岸保全施設の整備に当たっては、防災面の機能だけでなく、名勝、自然公園等の景観や天然記念物等の保全・保護を図ると共に景観に溶け込むような配慮、海洋レクリエーション利用に供するための利便性の向上、ユニバーサルデザイン化や緊急時の避難が速やかに出来る構造・配置等、多面的に配慮することが課題である。
- 海岸保全を適切かつ効果的に進めていくためには、地域の意向に十分配慮し、地域との連携を図ることが重要である。特に、海岸保全施設の整備に当たっては、関係行政機関、関係住民、学識経験者、漁業者、海洋レクリエーション利用者等からなる協議会などの組織を作り、まとめた案をベースにして技術的な検討を行うなど、地域と一体となって、計画を策定することが課題である。



相模3年以降砂防林(クロマツ)の植栽



横須賀市 長井海岸(堤防)

- 相模灘沿岸では、大正関東地震(1923)から80~~90~~年間、大きな津波は発生していない。津波は、数十年、数百年おきに来襲する可能性があり、しかし、相模灘沿岸は、数百年から千年に一回程度発生する巨大津波が来襲する可能性も考える必要がある。海岸堤防等の天端を越流した場合であっても、施設の効果を粘り強く發揮することで減災効果を目指す構造上の工夫に努めることが課題である。また、災害を防止あるいは軽減させるためには、その事実を人々に忘れさせないことが重要である。こうしたことから、災害に関わる資料を保存し、人々の啓発に役立てる仕組みを策定することが課題である。

(2) 海岸環境の整備及び保全に関する課題

- 相模灘沿岸の自然は、長期的に見れば減少傾向をたどってきたが、本沿岸には、砂浜海岸や岩石海岸等のかけがえのない自然が残されている。この自然は、動植物の生息地であるほか漁業生産や海洋レクリエーション利用などの場としても重要な役割を担っており、この資源を永続的に保全・保護することが課題である。
- 藻場は、良好な漁業資源となると同時に、高波浪時には海岸へ打ち上げる海藻類の発生源となるため、打ち上げられた海藻類の適正な処理法や再資源化等の調査・研究について、産学等共同の取り組みをすることが課題である。
- 海岸環境の資源は有限であることから、海岸環境に影響を及ぼす行為は、できるだけ回避すべきであり、海岸利用におけるマナーの向上・ルール化と規制等により、海岸環境を保全することが課題である。
- 相模灘沿岸における公有水面の埋立は、公共事業及びその関連する事業を除いては行わず、自然海岸のまま保全することが課題である。また、本沿岸の砂浜、磯、平磯、干潟、藻場等の自然及び喪失した自然の再生も含め、それらを保全していくことが課題である。
- 海岸の景観は、その形態とともに、背後の山並みや島影、農漁村・住宅風景などそこに住む人々の生活等の自然的・社会的特性によって形成されていると言っても過言ではない。このような海岸の景観は、観光資源であるばかりではなく、リフレッシュ・休養等の効用も有しており、永続的に、貴重な共有の財産として保全していくことが課題である。
- 相模灘沿岸においては、自然環境保全地域等の指定による行為の規制や自然環境保全に資する様々な取り組みなどが試みられているが、これらの規制や周知の徹底が今後も必要である。このため関係行政機関と共に関係住民の参加・協力による、自然環境保全に対する取り組みの継続・活性化することが課題である。
- 相模灘沿岸においては、生物の生息状況などに関するデータ・情報は、数多く公表されているものの、海岸保全に資するための整理・データベース化等は、なされていない。このため、その個々のデータ・情報の有用性にもかかわらず、利用されているとは言いがたい。保全・保護すべき自然環境がどのようなものであるかなどを判断するため、関係機関等が保有する様々なデータ・情報を研究者やNPO等を含む関係者間で共有化を図り、これらの整理・データベース化等をすることが課題である。
- 海岸保全施設の整備に当たっては、事前に生態系の調査・分析を行うとともに、環境保全対策を計画し、植生に対してマイナスの影響が予測される場合には、ミチゲーションの考えに基づいて、極力これを緩和するための措置を講じることが課題である。特に、海岸に分布する特定植物群落等の植生については、群落一体とした面的な保全をすることが課題である。また、自然環境などに係る調査に適切に取り組むとともに、関係行政機関と連携して貴重な動植物の生息地等の保全・保護区域等を設定することが課題である。
- 地域と一体となった海岸づくりを一層進めていくためには、情報の公開・提供と環境学習の強化・充実などを通じて、関係行政機関、関係住民、海岸利用者等との連携が重要である。特に、環境学習の場として、関係行政機関の資料館、公園、砂浜等をネットワークで結び、研究者やNPO等と連携し海の教室などを開催するなどして、海岸のことを次世代へ伝えることが課題である。



(3) 海岸における公衆の適正な利用に関する課題

● 砂浜海岸は、ここを好む動植物が生息・繁茂する場であるが、人為によって簡単に変貌・破壊されるため、過剰な利用はできる限り避けなければならず、場所によっては車両等の乗り入れの規制などが必要である。また、岩石海岸は、ここを好む動植物の宝庫であるので、特に、希少種が生息する区域においては、その旨を一般に明示し注意を喚起することが必要である。こうした動植物の生息環境を保全・保護することが課題である。



● 海岸では、河川等からの流入ゴミの増加、海岸利用者等によるゴミの放置・散乱、車両等の乗り入れによる海浜植生などの踏み荒らし、飛砂などによる住宅などへの影響等、様々な負の環境問題が発生している。この問題を解決するため、関係行政機関の役割を定め、流域や沿岸の関係住民等の参加による改善策を打ち出すことが課題である。



● 海洋レクリエーション利用者等の増加により、漁業を営む区域と海洋レクリエーション利用の区域が幅轍し、漁業活動などにも支障をきたしている。長期的視点から、利用目的ごとに区域の調整や海岸利用者のマナーの向上の徹底など、ソフト面の体制・手法を整えることが課題である。このため、条例等による海岸利用者間ルールづくりが課題である。また、海岸近隣居住者等に対する配慮のためのルールづくりや、その周知を行う関係行政機関等と連携を図るものとする。

● 海洋レクリエーション利用者等の増加により、波にさらわれたり、潮流に流される事故が発生している。これらの事故を未然に防止するため、自然とのふれあいによる海の安全利用の教育やライフセービング等について、学校、民間等が連携して、海洋レクリエーション利用者等へ意識啓発を行うことが課題である。

● 海岸で発生する災害において、ハード対策、ソフト対策の取りうる手段を組み合わせた総合的な対策を講じることに努めることが課題である。また、ハード対策に過度に依存することなく、避難訓練や防災教育、後世への伝承等、ソフト対策を充実させ、行政をはじめ、地域や一人ひとりが努力を積み重ねていくことが重要である。

● 海へ近づきにくい海岸においては、自然環境の保全に留意しつつ、必要に応じ、海とのふれあいの場を確保するため、海へアクセスが出来るようになることが課題である。また、高齢者や障害者等が、日常生活の中で安全で安心して海岸へ近づき、自然と触れ合えるようにするために、利用の多い海岸においては、海岸保全施設等の親水性の向上やユニバーサルデザイン化が課題である。

● 海岸利用を促進するためには、幹線道路から海岸へのわかりやすいルート表示や案内表示、さらに海岸での利便施設へのルート表示や案内表示などを充実させることが重要である。また、最寄り駅から海岸までの公共や民間施設等で、ユニバーサルデザイン化されている施設、区域等の情報をスムーズに提供できるようにすることが重要である。このためには、沿岸の関係行政機関等と連携を図った取り組みをすることが課題である。

● 沿岸の港や河川等に不法係留されている放置艇については、改正港湾法（平成12年4月施行）等の関連法による対応と合わせて、係留禁止区域等の設定を視野に入れた対応策の検討及び適切な処置を迅速に行うためのルールづくり、体制づくりをすることが課題である。



● 相模灘沿岸の三浦、鎌倉、小田原等には、歴史・文化を有する市町や人々の暮らしを伝える文化を有する地域が存在している。こうした歴史・文化は、一度失ってしまうと復元が困難となることが多い。歴史・



文化の継承は沿岸において、生活環境はもとより、漁業、観光や海洋レクリエーション利用などの産業にとっても貴重な資源であり、人々に憩いと安らぎを与えてくれるものとして重要である。この重要性に鑑み、歴史・文化資源や海岸との関係が深い伝統行事やイベント等を保全し、と次世代へ継承することが課題である。

2-1-5 海岸保全の方向に関する事項

(1) 基本理念・基本方針

a : 基本理念

相模灘沿岸における海岸保全の方向性を定めるにあたり、本沿岸への対応及びその保全についての「**基本理念**」及び「**テーマ**」を以下のように設定する。

< 基本理念 >

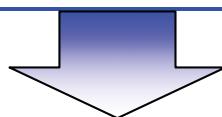
相模灘沿岸は、首都圏に近く、多くの人口を抱えているにもかかわらず、先人の努力により自然海岸が多く残された貴重な空間である。海岸に立てば長く伸びる砂浜と磯、その背後には伊豆の山々、箱根火山、富士山、丹沢連峰、大磯丘陵、江の島、三浦半島、天気が良ければ遠く房総半島が望め、海と山とが見事に調和した眺望美がある。まさに、「うるおいある空間」であり「癒しの空間」とも言える。また、神奈川の「生命の川」あるいは「母なる川」の異名を持つ相模川、「暴れ川」あるいは「母なる川」の異名を持つ酒匂川の2大河川が流入し、本沿岸はこれらの河川から様々な影響を受けて成長し、そして自然海岸を作った。

このような相模灘沿岸域は、豊かな自然を有し、温暖な気候であることから、縄文時代以前から今日まで住み良い土地であった。同時に漁業や農業、文化、観光、海洋レクリエーション利用等の場としても、様々に利用されてきたため、人と海が深く結びつき、人々の生活・文化の中には海の影響が色濃く残されている。こうしたことから、歴史的にも新たな遊び・文化が生まれるなど、常に時代の先端的な発信地となり、特徴ある沿岸として発展してきた。

近年の人と海を取り巻く環境は、海岸を利用する人々の価値観の多様化、自然とのふれあいに対する欲求、自然環境に対する認識の高まりなどに伴って、急速に変化してきている。この大きな社会的動向のもとで、首都圏において豊かな自然環境と独自の海文化を形成している本沿岸の存在価値はさらに高まっている。しかし、流域・沿岸域の都市化による水質の変化、流入水量の減少、砂浜の減少、ゴミの増加、過剰利用等により「美しい相模灘の自然海岸とその眺望」は変貌をきたしてきている。

一方、災害を引き起こす自然的誘因が多く内在し、かつ、その災害を大きくする人為的因素（住宅の密集等）も増大しているため、津波、高潮、高波浪等の災害から後背地を防護するための保全施設が求められている区域も有している。しかし、防護、環境及び利用において求められているそれぞれの重要度が高く、その調整が必要とされるため、施設整備にあたっては、関係住民、海岸利用者は言うに及ばず、生態系や景観にも十分な配慮が必要である。「美しい相模灘の自然海岸と眺望」の中に溶け込むような施設づくりを計画理念とし、防護、環境及び利用の調和ある海岸保全を目指すものとする。そして、今後予想される少子高齢化、地球温暖化、漁業資源の枯渇、レジャーの多様化等海岸をとりまく状況の変化に対処できるような取り組みを目指すものとする。

先人の努力によって守られ、育まれてきたこのような本沿岸の自然、歴史、文化等を、時代の流れとの調和を図りつつ将来にわたって維持し、次世代に引き継いでいくことが私たちの重要な課題であり、責務である。



< テーマ >

みんなで守り・楽しみ・伝えよう

相模灘の豊かな自然と悠久な歴史・文化

b : 基本方針

相模灘沿岸の海岸保全に関する「**基本方針**」を以下のように設定する。

< 基本方針 >

■ 安全に生活できる海岸づくりを進める

- ・津波、高潮、越波、海岸侵食等から人々の安全で安心な生活を守るために、海岸保全施設の新たな整備、機能低下した施設の改良・改築などを推進するものとする。
- ・砂浜海岸にあっては、現状の砂浜を保全することを基本として、その際、土砂の運動領域を「流砂系・漂砂系」という概念で捉え、河川流域も含めた広域的な視点に立った対応を適切に講じるものとする。
- ・海岸保全施設による防災対策だけでなく、行政が主導しつつ関係住民と一体となって、海岸防災にかかるソフト対策などを推進し、適宜、避難訓練等を実施するものとする。

■ 環境・利用に配慮した施設整備を進める

- ・海岸保全施設の整備に当たっては、自然再生に資するものかの検討も含めて、線的防護方式だけでなく、砂浜の消波機能等を組み合わせる面的防護方式にも取り組むものとする。
- ・海岸保全施設の整備に当たっては、防護機能のみではなく、漁業資源保全、海洋レクリエーション利用等における利便性・親水性、自然環境や景観の保全など、多面的な配慮に努めるものとする。
- ・海岸保全施設の整備に当たっては、防護機能のみでなく、ユニバーサルデザイン化に取り組むものとする。

■ 相模灘の豊かな自然環境と景観を保全する

- ・相模灘沿岸は、砂浜、植生、岬、夕照等が織りなす美しい景観を有しており、地域の文化、観光、海洋レクリエーション利用等の重要な資産となっている。この貴重な景観が損なわれることのないように、その保全を図るものとする。
- ・砂浜海岸は、防災上の機能に加え、人と海とのふれあいの場として重要な役割を果たしているため、砂浜海岸を積極的に保全し、生態系等に配慮することに努めるものとする。
- ・砂浜海岸への車両等の乗り入れやゴミの放置・散乱などの問題に対しては、海岸利用のマナーの向上やルールづくりとその周知に努めるものとする。

■ 海岸へのアクセス確保と漁業、海洋レクリエーション利用等の利用調整を図る

- ・海へ近づきにくい海岸においては、必要に応じ、海とのふれあいの場を確保するため、海へのアクセスが可能となるよう図るものとする。
- ・漁業と海洋レクリエーション利用の区域が輻輳しているため、利用目的ごとに区域の調整や海岸利用者のマナーの向上の徹底など、ソフト面の体制・手法を整え、海岸の有効活用を図るものとする。

■ 地域と一体となった海岸づくりを進める

- ・海岸の保全を適切かつ効果的に進めていくため、特に、海岸保全施設の整備については、関係行政機関、関係住民、学識経験者、漁業者、海洋レクリエーション利用者等からなる協議会などの組織を作り、地域と一体となった海岸づくりを講じるものとする。
- ・海洋レクリエーション利用者等の安全意識を高めていくため、関係住民、学識経験者、漁業者、ライフセービング等の団体などと連携して、海岸の安全教育等の活動普及を図るものとする。
- ・沿岸の総合的な管理を実施するために、研究者やNPO等を含む関係者間で情報の共有化を図るものとする。

■ 貴重な歴史・文化を保全・継承する

- ・先人から受け継いだ相模灘沿岸の貴重な歴史・文化を保全し、継承するよう努めるものとする。
- ・海岸との関係が深い伝統行事やイベント等については、沿岸の関係行政機関等と連携し、支援するものとする。

(2) ブロック毎の長期的な在り方

各ゾーンの自然的・社会的特性及び基本理念・基本方針を踏まえ、ブロック毎の「**長期的な在り方**」を以下のように設定する。

ブロック名称	長期的な在り方
I. 横須賀 ブロック (①～③ゾーン)	<p><ブロックの特性> 本ブロックは、リアス式海岸の様相から弓形の砂浜まで多様な景観を呈し、砂浜が延々と続く湘南地域の海岸とは異なった海の特徴を示す。また隆起平磯からなる特異な海岸地形が剝離から諸磯までの区間で顕著である。 この変化に富んだ海岸景観を楽しめるように、磯伝いに「関東ふれあいの道」(三浦・岩礁のみち、荒崎・潮騒のみちなど)が配置されている。 漁業も盛んに行われており、東京湾・相模灘から多くの魚種を水揚げし、大消費地東京の供給拠点として重要な役割を果たしている。 緑豊かな山々に囲まれており、良好な保養地として歩んできた歴史を有し、葉山御用邸をはじめ歴史的施設や景勝地等を有している。また、緑地や動植物の生息地・産卵地が沿岸に広く分布している。</p>
『磯・緑・漁業の共生 ブロック』	<p><ブロックのこれからの方針性> ○ 多様な海の景観を活かし、環境保全に配慮しながら観光資源としての利用を目標とするものとする。また、現状を維持し、新たな存在価値を創出し、特徴のある観光資源として発展することを目標とするものとする。さらに、豊かな歴史的風土を保全し、風格のあるリゾート地区の形成を目標とするものとする。 ○ 漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を目標とするものとする。</p> <p><海岸の防護について> ・ 海岸に近接して市街地や観光地が迫る区域は、土地利用、住環境、海岸利用に配慮しつつ津波、高潮対策を推進し、一定の防護水準の確保を目標とするものとする。 ・ 海岸保全施設の改築に当たっては、海岸環境と利用に配慮することを目標とするものとする。 ・ ポケットビーチは、現状の砂浜を保全し、砂浜の防災機能を最大限に發揮できるよう努め、必要度に応じた海岸侵食対策の実施を目標とするものとする。 ・ 干潟や平磯等を有する岩石海岸は、極力自然環境を損ねることのない工法を選択することを目標とするものとする。</p> <p><海岸環境の整備と保全について> ・ 緑地や動植物の生息地・産卵地等が沿岸に分布しており、これらを保全・保護するとともに、海岸では、防護と利用との調和を図ることを目標とするものとする。 ・ 干潟、藻場等の漁業資源も豊富に存在する。これらの自然の財産を保全・保護し、次世代へ継承することを目標とするものとする。 ・ 磯と磯の間で狭く発達するポケットビーチは、砂浜を生息環境とする動植物に対する財産であるため、この保全・保護を目標とするものとする。 ・ 海岸漂着ゴミや不法投棄ゴミ、放置艇等の対策に対しては、その状況に応じて関係行政機関等と連携して、排出者の特定を含めて適切に処理が行なわれるよう啓発、撤去等の対策を目標とするものとする。</p> <p><公衆の適正な利用について> ・ 沿岸の自然環境に配慮しつつ、清潔で安全な海水浴場等の整備が促進されるよう関係機関との連携を目標とするものとする。 ・ 漁業、海水浴、サーフィン等の海岸利用者間の利用調整の取り組みに対して支援するとともに、それらの利用が適正に行われるよう付帯施設等の整備を進めるなど、海岸利用のマナー向上を目標とするものとする。 ・ 沿岸の自然環境や海洋レクリエーション利用等を軸とした教育・学習・体験・交流の場づくりが促されるよう、関係機関と連携して学習拠点の形成を目標とするものとする。 ・ 海岸の環境整備を進めるとともに、隆起平磯海岸の奇観と沿岸に点在する緑地、旧所・名跡をネットワークで結び、地域の歴史や文化を学べる場の整備が促進されるよう関係行政機関等を支援し、「三浦・岩礁のみち」等の保全を図ることを目標とするものとする。 ・ マリーナの利用効率及びサービスの向上等、マリーナを核とする海洋リゾート拠点の整備が促進されるよう関係機関と連携し、その形成を目標とするものとする。</p>